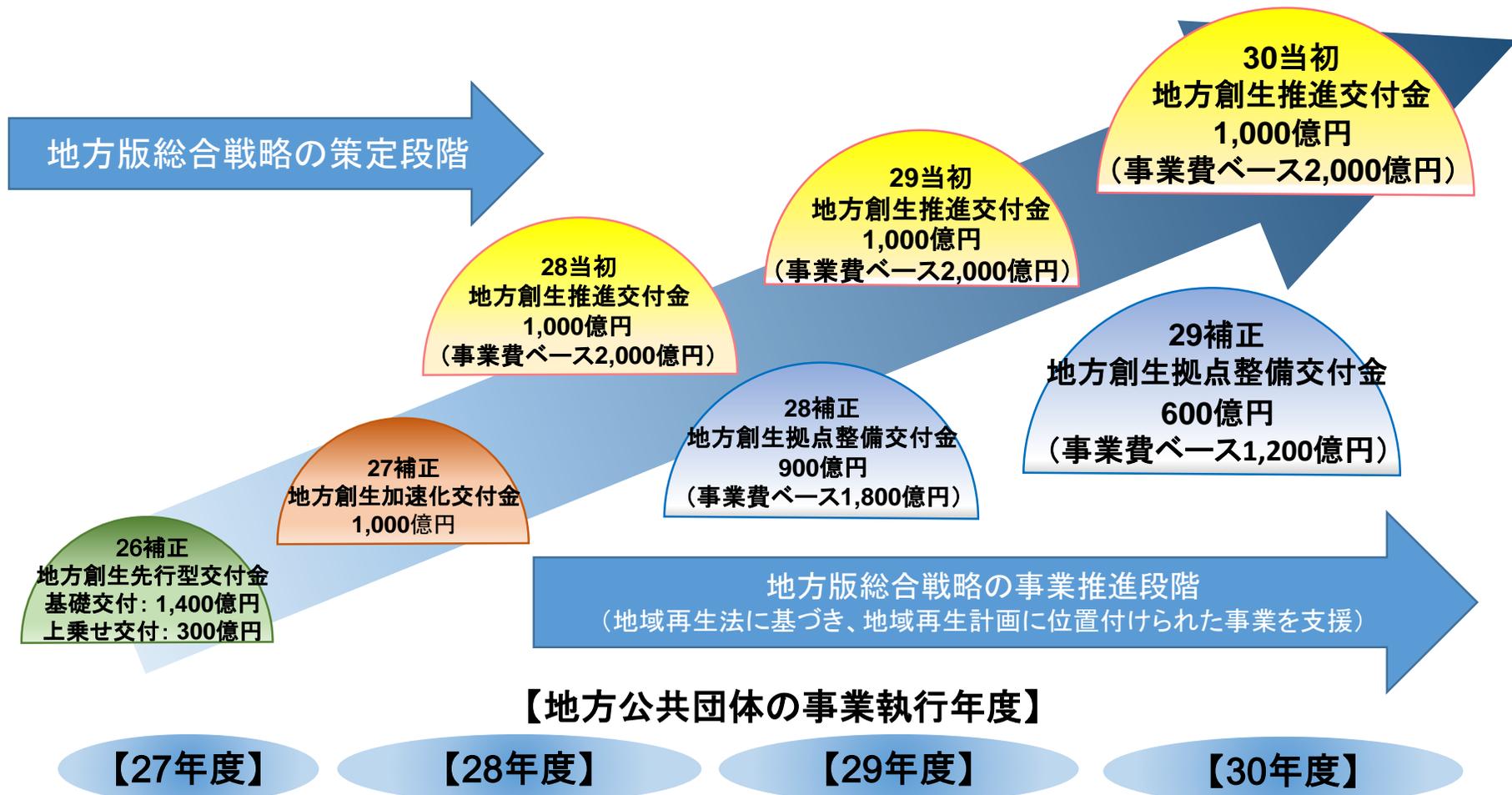


地方創生推進交付金の概要

平成30年11月
内閣府 地方創生推進事務局
交付金チーム

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



地域再生制度の概要

主な支援措置メニュー

- **地域再生法に基づく支援** (※印はH30年改正で創設・拡充)
 - ① **地方創生推進交付金**
 - ② 企業版ふるさと納税
 - ③ 地域再生支援利子補給金
 - ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等※
 - ⑤ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付(地域再生エリアマネジメント負担金制度)※
 - ⑥ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等※
 - ⑦ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例※
 - ⑧ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
 - ⑨ 農地等の転用等の許可の特例
(その他: 特定政策課題の解決に資する事業への支援措置)
- 等
府省横断的に様々な支援措置の活用が可能。

○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

地方公共団体が作成する地域再生計画の認定及び認定された計画に基づく支援措置を通じて、地方公共団体が行う自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援

○ 地域再生基本方針 (平成17年4月22日閣議決定)

地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針

○ 地域再生計画

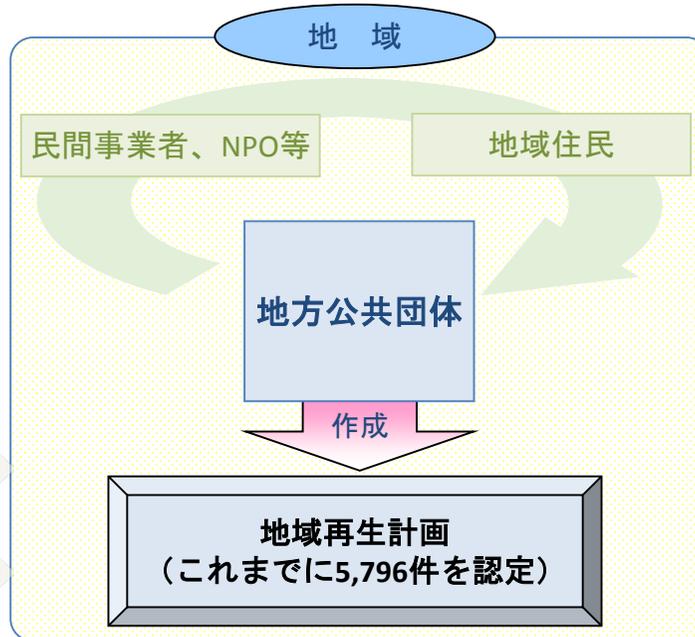
- 【認定基準】
- ・地域再生基本方針に適合
 - ・地域再生の実現に相当程度寄与
 - ・円滑かつ確実な実施の見込み

計画申請は年3回
申請から3月以内に認定



認定

支援



- 平成26年からの地方創生の流れに呼応し、4度の法改正により支援措置の拡充等を実施
- 地方創生全体の方向性を定めるまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)と、個別の地域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する地域再生法、これら2つの法律が両輪となって地方創生を推進

地域再生法の一部を改正する法律(平成28年4月20日施行)の概要

1. 地方創生推進交付金：地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)：地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
3. 「生涯活躍のまち」制度：中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することができる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・交付金の交付

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

- ※ 複数年度(5か年度以内)にわたる計画も対象とすることにより、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。

計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

計画の対象事業

【第1号イ関係】地方創生事業全般(雇用の創出、移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援、まちづくり等)

- ・総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業であって、先導的なもの
- ・ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も対象

〔第1号ロ関係〕道、污水处理施設、港の整備

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに2種類以上の事業を総合的に行うもの
- ・継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

○ 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

交付対象となる“先導的”な事業について

○ “先導的”な事業(=地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう)

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
- ・先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・既存事業の隘路を発見し、打開する事業

2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・課税の特例

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

計画の作成主体

- ・総合戦略を策定した都道府県、市区町村(ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村を除く。)

計画の対象事業

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業
- ・KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業

○ 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例の適用がある。

※ 対象となる寄附の要件(内閣府令等で規定)

- ・寄附額の下限は10万円
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

税制優遇措置の内容(地方税法、租税特別措置法の改正)

○ 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進

- ・寄附額の3割に相当する額を税額控除(創設)
→ 現行の損金算入による軽減効果(約3割)とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

(税額控除の具体的方法)

- 〔法人住民税で寄附額の2割を控除(法人住民税所得割額の20%が上限)
- 〔法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- 〔法人事業税で寄附額の1割を控除(法人事業税額の20%が上限)

地方創生推進交付金 関係法令・閣議決定抜粋

○地域再生法(平成十七年法律第二十四号)

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画(以下「地域再生計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業(ロに掲げるものを除く。)であって次に掲げるもの

- (1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- (2) 移住及び定住の促進に資する事業
- (3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- (4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

二～十五 (略)

5～18 (略)

第十三条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に**第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合において、同号に規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。**

地方創生推進交付金 関係法令・閣議決定抜粋

○地域再生法施行令(平成十七年政令第百五十一号)

(交付金の交付の申請)

第九条 交付金は、認定地域再生計画(法第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。)に記載されている法第五条第二項第三号の計画期間のうち交付金を充てて同条第四項第一号に規定する事業を行おうとする年度ごとに、認定地方公共団体(法第八条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。)の申請に基づき、交付するものとする。

○地域再生法施行規則(平成十七年内閣府令第五十三号)

(地域再生計画の記載事項)

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 地域再生計画の名称

二 地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ まち・ひと・しごと創生交付金(法第十三条第二項に規定するまち・ひと・しごと創生交付金をいう。ロ及び第十一条第二号において同じ。)を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

ロ 法第五条第四項第一号ロに規定する事業を記載する場合にあっては、イに掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて整備を行う施設の種類並びに施設ごとの整備量及び事業費

四～十七 (略)

2 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第一号に規定する事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先導的なものであると認められる理由を記載するものとする。

3・4 (略)

地方創生推進交付金 関係法令・閣議決定抜粋

○まち・ひと・しごと創生総合戦略2017 改訂版(平成29年12月22日閣議決定)

地域再生法に基づく法定交付金である地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体が従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題を克服することを目的に実施する複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する。また、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に併せ、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の展開を積極的に推進する。地方創生推進交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証については、関係府省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。

2018年度の地方創生推進交付金の運用に当たっては、2017年度に引き続き、ハード事業に係る要件の緩和や交付金上限額の引上げ等の弾力化を行い、より多くの地方公共団体が使いやすい環境を整える。

○まち・ひと・しごと創生基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

平成28年度に創設された地方創生推進交付金については、平成29年度予算、平成30年度予算においても引き続き1,000億円を確保した。また、これまで、地方公共団体からの要望等を踏まえ、ハード事業割合の緩和や交付上限額の引き上げを行ってきたところであり、更に、平成30年度においては、特に地方公共団体からの要望が多かった年度当初からの事業が可能になるよう、交付決定時期の早期化を行った。今後とも、必要に応じ、地域の実情を踏まえた弾力的かつ適切な運用に努めるとともに、地方創生の更なる深化や新たな展開に向け、地方創生推進交付金の運用の充実等について検討を行う。

また、平成30年4月には、地方公共団体のKPIの設定や事業の効果検証方法、特徴的な取組事例を取りまとめた「地方創生事業実施のためのガイドライン」を作成した。今後は、全国説明会や個別相談、サテライトオフィスを活用したアウトリーチ支援などの機会を通じて、本ガイドラインを活用しつつ、地方公共団体に対し地方創生関係交付金の有効な活用を促し、国として、意欲と熱意のある地方公共団体が、地域特性を活かした特徴的な事業を構築する取組を支援する。

○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革)

地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

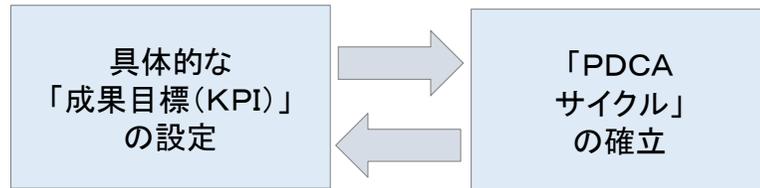
31年度概算要求額 1,150億円【うち優先課題推進枠252.0億円】

（30年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち100億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住支援及び新規就業支援）

- ・東京圏から地方への移住者の移住に要する費用などの経済負担を軽減する取組
- ・女性・高齢者等の新規就業に要する費用などの経済負担を軽減する取組

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の充実・強化に寄与するとともに、東京一極集中の是正、地方の担い手不足への対処等に向け、地方創生を大胆に実行します。

平成31年度予算要求【地方創生推進交付金を活用した移住支援】

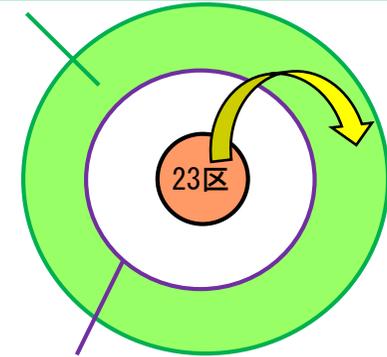
検討中

目的	東京圏※ ¹ からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
支援対象者	以下の①から③の全ての要件を満たす者 ① 23区在住者又は23区への通勤者※ ² ② 東京圏※ ¹ 以外の道府県に移住した者※ ³ ③ 移住地で中小企業等※ ⁴ に就業又は起業した者
事業主体	地方公共団体
支援内容	移住に要する費用など
金額	中小企業等※ ⁴ に就業した場合 最大100万円 （国費 50万円） 起業した場合 最大300万円 （国費150万円）

- ※¹ 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県。
- ※² 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※⁵在住者を除く。
- ※³ 東京圏の条件不利地域※⁵に移住した者を含む。
- ※⁴ 地方公共団体がマッチング支援の対象※⁶とした中小企業等に限る。
- ※⁵ 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。
- ※⁶ 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

(支援地域等イメージ)

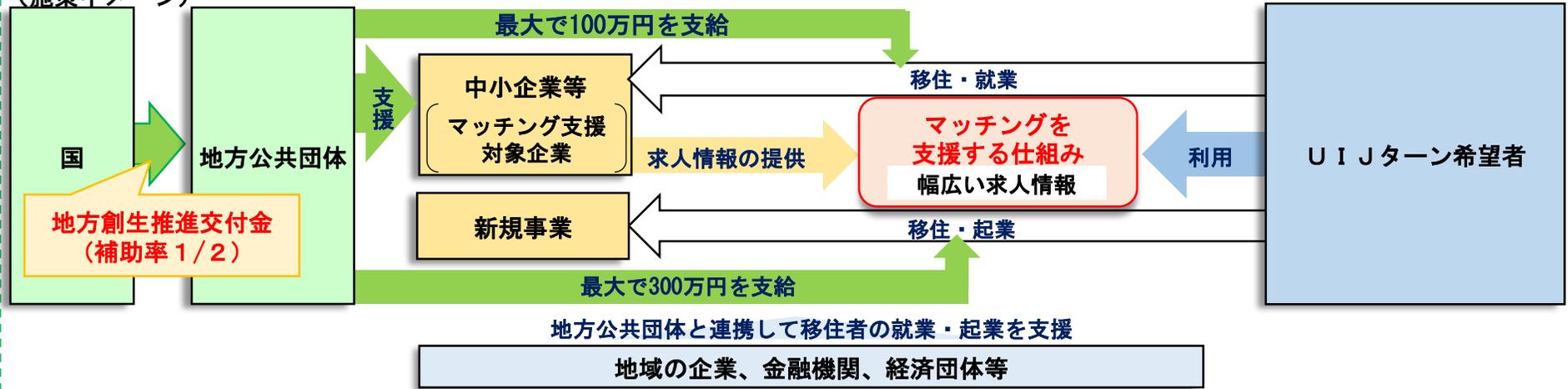
東京圏※¹以外の道府県及び
東京圏※¹内の条件不利地域※⁵



東京圏※¹
(条件不利地域※⁵を除く)

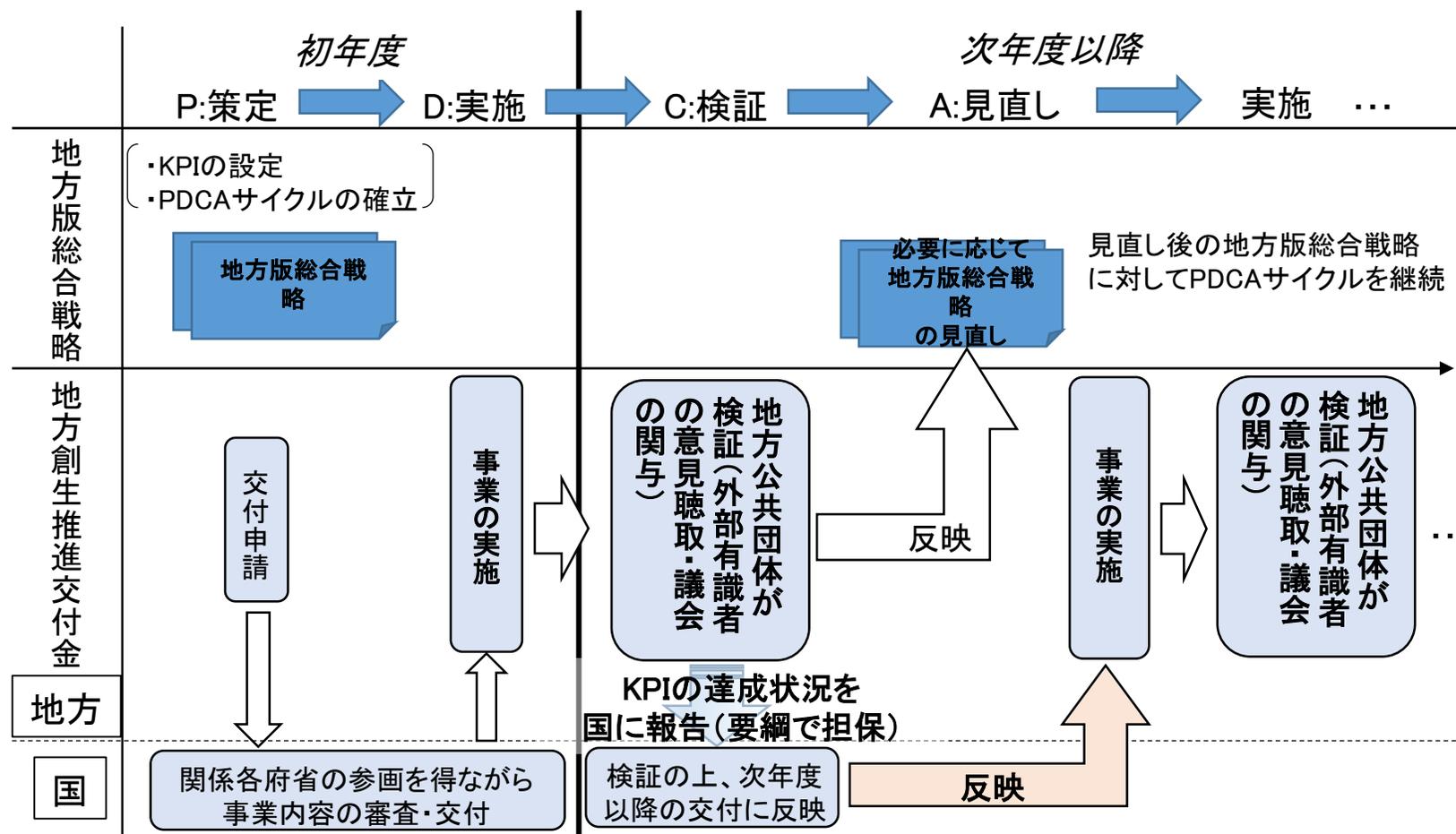
■ 転出地 ■ 転入地

(施策イメージ)



地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

- 地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定したKPIに基づく客観的な効果検証を実施。
- 地方創生推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



地方創生推進交付金の事業実施ガイドラインの概要

ガイドラインのねらい

地方公共団体に向けた、①今後の新事業の企画・立案や、②実施中の事業の効果検証・改善などの参考資料(平成30年4月27日公表)

交付金事業のねらい

自立性	官民協働	地域間連携	政策間連携	事業推進主体の形成	地方創生人材の確保・育成
<ul style="list-style-type: none">将来的に本交付金に頼らずに、事業として自立していくことが可能となる事業であること	<ul style="list-style-type: none">民間と協働して行う事業であること民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい	<ul style="list-style-type: none">関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること	<ul style="list-style-type: none">複数の政策を相互に関連づけて、地方創生に対して効果を発揮する事業であること	<ul style="list-style-type: none">事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること	<ul style="list-style-type: none">新たな人材の育成や確保に取り組む好循環が生まれることが望ましい

KPIの設定について

視点1: 「客観的な成果」を表す指標であること

視点2: 事業との「直接性」のある効果を表す指標であること

視点3: 「妥当な水準」の目標が定められていること

事業の実施手順



PDCAの段階ごとの工夫や留意点の解説、事業分野別の具体的取組み事例の紹介など

これまでの地方創生推進交付金の運用弾力化について

(1) 新規申請事業数

	28年度第1回	28年度第2回	29年度～
都道府県	最大5事業	最大7事業 (うち広域連携: 1事業)	原則7事業以内 (うち広域連携: 2事業)
市区町村	最大3事業 (うち広域連携: 1事業)	最大4事業 (うち広域連携: 1事業)	原則4事業以内 (うち広域連携: 1事業)

(2) 交付上限額

	28年度	29年度	平成30年度～
都道府県	[先 駆]国費: 2億円 [横展開]国費: 0.5億円	[先 駆]国費: 3億円 [横展開]国費: 0.75億円	[先 駆] 国費: 3億円 [横展開] 国費: 1億円
市区町村	[先 駆]国費: 1億円 [横展開]国費: 0.25億円	[先 駆]国費: 2億円 [横展開]国費: 0.5億円	[先 駆] 国費: 2億円 [横展開] 国費: 0.7億円

(3) ハード事業割合

28年度第1回	28年度第2回	29年度	30年度～
年度ごとの事業費に占めるハード事業の割合が概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が、原則として、概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等(ハード)事業の割合が原則として概ね1/2未満。ただし、 ソフト事業との連携により高い相乗効果が見込まれる場合は、その割合が1/2以上(8割未満)であっても申請可能。(事業数: 都道府県は年間2事業まで、市区町村は年間1事業まで)

(4) 交付決定時期の早期化

28年度第1回	28年度第2回	29年度第1回	29年度第2回	30年度第1回	30年度第2回
8/30	12/22	継続: 4/1 新規・変更: 5/31	11/7	4/1	8/31

地方創生推進交付金の活用状況

■ 地方創生推進交付金は、都道府県においては全47団体が、市区町村においては1,741団体のうち1,300団体(74.7%)が活用し、1,392億円分の事業が採択されている。

(全市区町村が活用している都道府県は、栃木県、富山県、京都府、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県(10府県))

※平成28年度から平成30年度(第2回交付決定)までの実績

都道府県	市区町村数				都道府県	市区町村数		
	活用数	総数	割合			活用数	総数	割合
北海道	122	179	68.2%		滋賀県	17	19	89.5%
青森県	19	40	47.5%		京都府	26	26	100.0%
岩手県	23	33	69.7%		大阪府	31	43	72.1%
宮城県	23	35	65.7%		兵庫県	30	41	73.2%
秋田県	20	25	80.0%		奈良県	37	39	94.9%
山形県	28	35	80.0%		和歌山県	19	30	63.3%
福島県	37	59	62.7%		鳥取県	19	19	100.0%
茨城県	42	44	95.5%		島根県	18	19	94.7%
栃木県	25	25	100.0%		岡山県	24	27	88.9%
群馬県	23	35	65.7%		広島県	14	23	60.9%
埼玉県	31	63	49.2%		山口県	14	19	73.7%
千葉県	40	54	74.1%		徳島県	24	24	100.0%
東京都	26	62	41.9%		香川県	12	17	70.6%
神奈川県	24	33	72.7%		愛媛県	20	20	100.0%
新潟県	24	30	80.0%		高知県	34	34	100.0%
富山県	15	15	100.0%		福岡県	50	60	83.3%
石川県	18	19	94.7%		佐賀県	13	20	65.0%
福井県	15	17	88.2%		長崎県	21	21	100.0%
山梨県	13	27	48.1%		熊本県	45	45	100.0%
長野県	62	77	80.5%		大分県	18	18	100.0%
岐阜県	35	42	83.3%		宮崎県	23	26	88.5%
静岡県	24	35	68.6%		鹿児島県	36	43	83.7%
愛知県	39	54	72.2%		沖縄県	9	41	22.0%
三重県	18	29	62.1%		合計	1,300	1,741	74.7%

不当事項(国会報告の対象)

<地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)にかかるもの>

①件数 8件(2県及び6市町)

②不当金額 2億2,434万円

③指摘事項の概要

ア)実施計画で定めた事業実施期間中に実施していない事業に係る費用を交付対象事業費に含めていたなどの事態
6団体

イ)交付の対象とは認められない懇親会に係る費用を交付対象事業費に含めていた事態
1団体

ウ)国の補助金の給付を受けている事業に交付金が交付されていた事態
1団体

<地方創生推進交付金にかかるもの>

①件数 1件(1市)

②不当金額 402万円

③指摘事項の概要

ア)交付金により実施した事業の交付対象事業費の積算が過大であるなどの事態
1団体

不当事項(国会報告の対象)

<地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)にかかるもの>

①件数 5件(2県及び16市町村)

②不当金額 2億4,482万円

③指摘事項の概要

ア)実施計画で定める事業実施期間中に実施されていなかったものに係る費用に交付金を充当していた事態
15団体

イ)計画策定段階の見込みの誤りにより実施されなかった事業の経費や、実施計画に基づく事業に要する経費とは認められない経費に交付金を充当していた事態
1団体

ウ)国の補助金を受けている事業に交付金を充当していた事態
1団体

エ)基金を造成して事業実施期間中に実施されていなかったものに係る費用に交付金を充当していた事態
1団体

<地方創生推進交付金にかかるもの>

①件数 1件(1県1市)

②不当金額 3,609万円

③指摘事項の概要

ア)実施計画で定める事業実施期間中に実施されていなかったものに係る費用に交付金を充当していた事態
1団体